

# 所得金額調整控除について

令和2年度（2020年度）税制改正により、給与所得控除額及び公的年金控除額が引き下げられたことに伴い、負担が増加しないよう所得金額調整控除が創設されました。

次の①及び②に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。①と②の両方に該当する場合、①の控除後の給与所得金額から②を控除します

① 給与収入が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

- (1) **本人が特別障がい者に該当する**
- (2) **年齢23歳未満の扶養親族を有する(※注)**
- (3) **特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する(※注)**

## 【計算式】

$$\text{控除額} = (\text{給与の収入金額}(\text{※}) - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

(※注) (2)、(3)の扶養親族や同一生計配偶者については、他の者の扶養親族等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。ただし、専従者については対象外となります。

② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

## 【計算式】

$$\text{控除額} = (\text{給与所得金額}(\text{※}) + \text{公的年金に係る雑所得}(\text{※})) - 10 \text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円